

2025年8月26日

追記：2025年9月5日

株式会社野村総合研究所

コラム「2025年制度改正で「年収の壁」はどの程度動いたか」の一部訂正について

株式会社野村総合研究所が、2025年6月30日に公表したコラム「2025年制度改正で「年収の壁」はどの程度動いたか」https://www.nri.com/jp/media/column/data_view_use/20250630.htmlにおいて、以下の誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、以下の通り訂正いたします。

<訂正内容>

<p>(1)「併せて、「130万円の壁」の判断に際して、雇用契約ベースの判断が導入されることとなった。これにより、雇用契約の内容（基本給および諸手当等）によって扶養の範囲内か判断し、年間収入が130万円未満であることが明らかな場合には扶養の範囲内での就労と判断することとなった。その際、残業代等は勘案しない」 を削除。</p>
<p>(2) 誤) 社会保険上の「扶養の壁」(2025年) 雇用契約上106万円かつ週労働時間20時間（適用拡大対象事業所） 雇用契約上130万円（それ以外） 社会保険上の「扶養の壁」(2026年以降予定) 雇用契約上週労働時間20時間（適用拡大対象事業所） 雇用契約上130万円（それ以外） を以下に訂正。</p> <p>正) 社会保険上の「扶養の壁」(2025年) 雇用契約上106万円かつ週労働時間20時間（適用拡大対象事業所） 130万円（それ以外）」 社会保険上の「扶養の壁」(2026年以降予定) 雇用契約上週労働時間20時間（適用拡大対象事業所） 130万円（それ以外）」</p>
<p>(3)「図7 扶養内で働く際の年収基準」を現行の図に訂正。</p>
<p>(4)「図8 扶養の範囲（社会保険適用拡大対象事業所の場合）」を現行の図に訂正。</p>

(5)

誤)

この特定親族特別控除と平仄を合わせて、配偶者控除の収入上限も 150 万円に合わせてはどうだろうか。

を以下に訂正。

正)

この特定親族特別控除と平仄を合わせて、配偶者控除の収入上限も 150 万円に合わせてはどうだろうか。また、その際に「130 万円の壁」の判断に際して「106 万円の壁」同様に雇用契約ベースの判断を導入してはどうか。

6)

誤)

仮に 150 万円まで所得税法上の扶養の範囲を広げたとしても

を以下に訂正。

正)

仮に 150 万円まで所得税法上の扶養の範囲を広げ、かつ「130 万円の壁」の判断に際して雇用契約ベースの判断を導入したとしても

(追記：2025 年 9 月 5 日)「図 7 扶養内で働く際の年収基準」を現行の図に再訂正。

以上

【訂正に関するお問い合わせ】

株式会社野村総合研究所 コーポレートコミュニケーション部 玉岡

TEL : 03-5877-7100 E-mail : kouhou@nri.co.jp